

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○一般競争入札の実施.....	163
道教育委員会教育長告示	
○一般競争入札の実施.....	164
道教育庁留萌教育局告示	
○一般競争入札の実施（2件）.....	165
道教育庁宗谷教育局告示	
○一般競争入札の実施（2件）.....	168

目次

告 示

○と畜場番号の指定の一部改正.....	(食品衛生課)	155
○一般競争入札の実施.....	(児童家庭課)	155
○生活保護法による介護機関の指定.....	(保護課)	156
○生活保護法による指定介護機関の変更（廃止、休止）の届出.....	(保護課)	157
○肥料の登録の有効期間の更新.....	(道産食品安全室)	157
○土地改良法による換地計画変更の適否の決定.....	(農地調整課)	158
○道営土地改良事業計画の決定.....	(土地改良指導課)	158
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	158
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....	(土地改良指導課)	158
○道営土地改良事業の工事の完了.....	(土地改良指導課)	158
○農業振興地域の指定の一部改正.....	(農村計画課)	158
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事 の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正.....	(漁港漁村課)	159
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	159
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	159
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	159
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	159
○基本測量の実施の通知.....	(建設部総務課)	160
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了.....	(道路計画課)	160
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正.....	(出納局総務課)	160

公 表

○争議行為の通知（4件）.....	(労政福祉課)	160
○平成15年度地方臨時種畜検査の実施.....	(酪農畜産課)	162

支 庁 告 示

○建築基準法による道路の位置の指定.....	162
○平成14年度種馬鈴しょ集荷販売業者の登録.....	162

道立中央農業試験場告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....	162
-----------------------	-----

告 示

北海道告示第360号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

江別保健所の項を削る。

北海道告示第361号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

ア 支 庁 用

汎用コンピュータと接続するパーソナルコンピュータ及び周辺機器等 14式

イ 保健福祉部児童家庭課用

汎用コンピュータと接続するパーソナルコンピュータ及び周辺機器等一式

(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年6月1日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

(4) 納 入 期 日 平成15年6月2日（月）

(5) 納 入 場 所 北海道保健福祉部児童家庭課及び14支庁

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該賃貸借物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該賃貸借物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月11日から25日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第175号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部児童家庭課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道赤れんが庁舎2階4号会議室
- (2) 入札日時 平成15年4月3日（木）午後2時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部児童家庭課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道保健福祉部児童家庭課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 771
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
帯広けいせい苑ホームヘルパーステーション虹	訪問介護	帯広市川西町西1線47番地	平成15. 1.14

有限会社なの花介護サービス	訪問介護	留萌市港町3丁目1番地の2	平成15. 2. 1	居宅療養管理指導					
在宅ケアインデル	同	函館市大手町5番10号ニチロビル2F	同 15. 3. 1	中澤医院	短期入所療養介護	余市町黒川町3丁目109番地	同	14.11.30	同
居宅介護支援事業所インデル	居宅介護支援	函館市大手町5番10号ニチロビル2F	同	士幌町老人短期入所運営事業所	短期入所生活介護	士幌町字士幌西2線169番地	同	14.12.14	同
株式会社恵み野介護サービス	訪問介護	恵庭市有明町1丁目8番8号	同 15. 2. 1	医療法人明生会居宅介護支援事業所八ロー	居宅介護支援	網走市桂町4丁目5番6号	同	14.12.31	同
株式会社恵み野介護サービス	福祉用具貸与	同	同	有限会社北海道環境福祉サービス	福祉用具貸与	岩見沢市1条西9丁目	同	15. 1. 6	同
株式会社恵み野介護サービス	居宅介護支援	同	同	乙部町居宅介護支援事業所	居宅介護支援	乙部町字緑町704番地の10	同	15. 2.10	同
みなと内科脳外科医院同	訪問看護 居宅療養管理指導	函館市亀田港町38番15号	同 15. 1. 1	あっさぶ社協居宅介護支援事業所	居宅介護支援	厚沢部町新町207番地	同	15. 1.31	休止
タカラ・デイサービスセンター	通所介護	室蘭市崎守町143番地	同 15. 4. 1	ヘルパーステーション宝悠	訪問介護	函館市松陰町17番4号	同	15. 1. 6	同
タカラ居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同 15. 3.17	中澤医院	居宅療養管理指導 介護療養型医療施設	余市町黒川町3丁目109番地	同	14.12. 1	変更・名称
医療法人臨生会吉田病院	通所リハビリテーション	名寄市西3条南6丁目8番地2	同 14.12. 1		変更前 中澤医院 変更後 中島内科				
有限会社北海道環境福祉サービス	福祉用具貸与	岩見沢市7条西2丁目14番地	同 15. 1. 7	ヘルパーステーションそよかぜ	訪問介護	七飯町字本町470番地	平成14. 1. 1		変更・名称
士幌町老人短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	士幌町字士幌西2線169番地	同 14.12.15		変更前 ヘルパーステーションそよかぜ 変更後 ヘルパーステーションほのか				
居宅サービス計画作成介護プランニングセンター	居宅介護支援	岩見沢市美園4条8丁目1番5号	同 15. 2. 1	医療法人函館循環器科内科病院介護支援ステーション	訪問看護 居宅療養管理指導	函館市花園町24番5号	平成12. 7. 1		変更・名称
北海道告示第363号									
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。									
平成15年3月11日									
北海道知事 堀 達也									
名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容						
下川病院	訪問看護	留萌市開運町1丁目2番1号	平成13. 3.31 廃止						
北海道告示第364号									
肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。									
平成15年3月11日									
北海道知事 堀 達也									

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道 第2632号	混合有機質肥料	ペレット混合 有機	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.5	含有を許される有害成分の 最大量は公定規格のとおり	釧路化成工業株式会社	釧路市大楽毛251番地 1	平成18. 3.27
北海道 第2635号	副産動物質肥料	6.4水産加工 副産肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 4.0	含有を許される有害成分の 最大量は公定規格のとおり	株式会社扶相	河西郡芽室町西 2 条 5 丁目 2 番地 7	同 18. 4.17

北海道告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第53条の4第2項の規定において準用する同法第52条の2第1項の規定により、知内土地改良区が定めた森中地区の換地計画の変更を適当と決定した。

その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成15年3月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成15年3月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦覧場所
泉郷	土地改良総合整備 [担い手支援型]（農業用排水、暗きよ）	北海道石狩支庁
津別西部第2	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用排水、暗きよ、土層改良）	北海道網走支庁
日高第3	ため池等整備 [用排水施設整備]	北海道日高支庁

北海道告示第367号

道営土地改良（佐呂間西部地区畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、土層改良、暗きよ、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年3月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、旭川市の行う土地改良（聖台地区基盤整備促進 [基盤整備]（農業用排水））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年3月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第369号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	完了年月日
別海南部	担い手育成草地整備改良（農道）	平成14.11.13
西風連	農免農道整備	同 14.10.30

北海道告示第370号

昭和48年北海道告示第3341号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

虻田地域の事項中「自然公園法で定める支笏洞爺国立公園の特別保護地区」の次に「（平

成15年環境省告示第9号により変更告示された後の特別保護地区)」を加える。

北海道告示第371号

平成13年北海道告示第160号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

西稚内漁港（稚内市）の項を次のように改める。

西稚内漁港 (稚内市)	1 船揚場のうち別図に示す11.5メートル	3隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 北防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	

北海道告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 沙流郡平取町字二風谷129の1、130の1
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌168の24（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町笹川北8線9の20・9の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌166の10・166の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 指定施業要件変更予 様似郡様似町字旭173（次の図に示す部分に限る。）
定保安林の所在場所
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字旭173（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第376号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。
平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 基本測量（機動連続観測測量）
- 2 作業期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- 3 作業地域 苫小牧市、伊達市、七飯町、虻田町及び壮瞥町

北海道告示第377号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工事を次のとおり完了する。
平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 三笠市道美園幌内線
- 2 工 事 区 間 三笠市唐松青山町61番地先から三笠市幌内1丁目228番9地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築

4 工事完了の日 平成15年3月31日

北海道告示第378号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。
平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

- 農政所管の事項に次の1項を加える。
- 113 農薬安全使用等対策事業（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する事業を除く。）
- 水産林務所管の事項に次の2項を加える。
- 56 木材産業構造改革強化施設整備事業 後志支庁長
 - 57 森林災害復旧造林事業 十勝支庁長

公 表

北海道医療労働組合連合会執行委員長名知隆之から、平成15年2月28日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。
平成15年3月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 事 件 (1) 賃金改善等の要求に関する係争
(2) 労働条件等の要求に関する係争
(3) 増員等の要求に関する係争
(4) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成15年3月13日午前8時30分以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 次の事業所において、北海道医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
函館中央病院、静和記念病院、根室隣保院附属病院、勤医協本部事務局、中央病院、伏古10条クリニック、札幌ひがし訪問看護ステーション、札幌病院、菊水こども診療所、きくすい訪問看護ステーション、札幌病院在宅介護支援センター、札幌丘珠病院、札幌北区病院、北区訪問看護ステーションふれあい、札幌西区病院、札幌にし訪問看護ステーション、苫小牧病院、札幌診療所、とまこまい訪問看護ステーション、月寒病院、勤医協つきさむ訪問看護ステーション、平和通りクリニック、老人保健

施設柏ヶ丘、柏が丘訪問看護ステーション、もみじ台内科診療所、札幌みなみ診療所、札幌歯科診療所、もみじ台歯科診療所、札幌ふしこ歯科診療所、札幌にしく歯科診療所、当別小川通診療所、勤医協訪問看護ステーションとうべつ、小樽診療所、勤医協おたる訪問看護ステーション、余市診療所、よいち訪問看護ステーション、黒松内診療所、勤医協くろまつない訪問看護ステーション、室蘭診療所、厚賀診療所、浦河診療所、神威診療所、勤医協うたしない訪問看護ステーション、芦別平和診療所、上砂川診療所、勤医協札幌看護専門学校、勤医協ヘルパーセンター、中央病院附属ぼぶら保育園、オホーツク勤労者医療協会、オホーツク勤医協北見病院、訪問看護ステーションたんぼぼ、道北勤労者医療協会本部、一条通病院、旭川医院、旭川北医院、宗谷医院、法人保健施設かたくりの郷、在宅介護支援センターかぐら、訪問看護ステーション神楽ほほえみポート、一条クリニック、訪問看護ステーション東光ぬもりポート、訪問看護ステーション宗谷さわやかポート、訪問看護ステーションひろがり、一条通病院附属たんぼぼ保育園、道南勤労者医療協会本部事務局、函館稜北病院、訪問看護ステーション稜北、函館診療所、訪問看護ステーション千代ヶ台、江差診療所、八雲ユースラップ医院、老人介護支援センター稜北、ヘルパーステーション稜北、ヘルパーステーションゆいっこ、どろんこ保育所、道東勤労者医療協会本部事務局、釧路協立病院、くしろ医院、桜ヶ岡医院、訪問看護ステーションひまわりポート、老人保健施設ケアコートひまわり、老人介護支援センターひまわり、ねむろ医院、訪問看護ステーションエトピリカ、あゆみ保育園、十勝勤労者医療協会本部事務局、帯広病院、柳町医院、老人保健施設ケアセンター白樺、訪問看護ステーションほっとらいん、帯広歯科医院、訪問看護ステーションひだまり、訪問看護ステーションほっとらいん柳町、音更町在宅介護支援センター柳町、在宅介護支援センター白樺、ヘルパーステーション白樺、北海道保健企画、伏古ひまわり薬局、ライフサポートひまわり、菊水ひまわり薬局、西区ひまわり薬局、苫小牧ひまわり薬局、北区ひまわり薬局、函館保健企画、しらかば薬局、北健友社、ハート薬局、ショーケン及びあじさい薬局

4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

全日赤伊達赤十字病院労働組合 執行委員長 大西ひろ子から、平成15年2月28日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 事 件 (1) 賃上げ等の要求に関する係争
(2) 増員等の要求に関する係争
(3) 勤務体制等の要求に関する係争
(4) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成15年3月13日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 伊達赤十字病院において、全日赤伊達赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

私鉄総連北海道地方労働組合 執行委員長 児玉 明から、平成14年3月3日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 事 件 2003年春闘の「交渉方式確立」並びに「賃金・臨時給・産別最賃」の要求実現に関する係争
- 2 日 時 平成15年3月14日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 次の会社において、私鉄総連北海道地方労働組合の組合員が従事する全職場
道南バス株式会社、函館バス株式会社、道北バス株式会社、株式会社じょうてつ、旭川電気軌道株式会社、くしろバス株式会社、宗谷バス株式会社、十勝バス株式会社、北海道北見バス株式会社、阿寒バス株式会社、北都交通株式会社、夕張鉄道株式会社、網走バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社、北紋バス株式会社、ふらのバス株式会社、株式会社あさでん、根室交通株式会社、士別軌道株式会社、名士バス株式会社及びてんてつバス株式会社
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 市川ゆかりから、平成15年2月28日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 事 件 (1) 増員等の要求に関する係争
(2) 勤務体制等の要求に関する係争
(3) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成15年3月13日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 旭川赤十字病院において、旭川赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する地方臨時種畜検査を次のとおり行う。

平成15年3月11日

支庁名	検査の期日	検査の場所		家畜の種類
		市町村名	位 置	
檜 山	4月2日	江 差 町	広 部 武 士	馬
同	4月22日	同	沢 口 敏 夫	同
後 志	4月21日	留寿都村	佐 竹 信 行	肉用牛
上 川	4月25日	富良野市	三 好 牧 場	乳用牛
同	同	士 別 市	辻 本 牧 場	馬
留 萌	4月3日	天 塩 町	吉 田 哲 弘	乳用牛
胆 振	4月15日	登 別 市	胆振家畜保健衛生所前	馬
同	5月8日	同	同	同
同	6月10日	厚 真 町	土 屋 正 一	同
日 高	4月18日	静 内 町	日高家畜保健衛生所前	同
十 勝	4月21日	忠 類 村	忠類村役場前	同
同	同	広 尾 町	広尾町農業協同組合前	乳用牛
同	同	帯 広 市	株式会社十勝家畜人工授精所	同
同	4月22日	清 水 町	清水町役場前	肉用牛
同	同	同	社団法人ジェネティクス北海道十勝事業所	乳用牛
同	同	芽 室 町	芽室町役場前	馬
同	4月23日	浦 幌 町	浦幌町役場前	肉用牛、馬
釧 路	4月18日	釧 路 市	ホクレン釧路地区家畜市場前	馬
同	同	標 茶 町	標茶町農業協同組合前	同
同	5月16日	弟 子 屈 町	摩周湖農業協同組合前	肉用牛

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、八雲町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年3月11日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 指 定 番 号 渡建指第14 - 1号
- 2 指 定 年 月 日 平成14年12月27日
- 3 道 路 の 位 置 山越郡八雲町立岩69番9、70番8、71番95、70番3のうち
- 4 道 路 の 幅 員 6.00m
- 5 道 路 の 延 長 124.03m
- 6 申請者の住所及び氏名 山越郡八雲町宮園町56番地 川口 のぶ

北海道網走支庁告示第9号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成14年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。

平成15年3月11日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集 荷 地 域
網走第20号	平成15. 2. 28	北見市とん田東町617番地	きたみらい農業協同組合 代表理事組合長 高橋 俊一	北見市、留辺蘂町、置戸町、訓子府町及び端野町

道立中央農業試験場告示

北海道立中央農業試験場告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月11日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成15年3月11日に一般競争入札の公告を行う北海道立中央農業試験場電話交換業務委託契約
- (2) 資格 北海道立中央農業試験場電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役務の種類 北海道立中央農業試験場電話交換業務委託

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年2月1日現在において、引き続き2年以上電話交換業務を営んでいること。
- (6) 1年以上電話交換業務に従事した経験を有する者を常時2名以上雇用していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(4)から(6)までに掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年3月11日から25日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ 提出先の所在地 北海道夕張郡長沼町東6線北15号

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に関する営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立中央農業試験場告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月11日

北海道立中央農業試験場長 下野勝昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立中央農業試験場電話交換業務一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立中央農業試験場告示第8号に規定する北海道立中央農業試験場電話交換業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場講堂
 (2) 入札日時 平成15年4月1日 午前10時
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
 北海道立中央農業試験場総務部総務課
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立中央農業試験場総務部総務課
 イ 所在地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
 電話番号 01238 - 9 - 2280

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月11日

北海道教育委員会教育長 相馬秋夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 名称 PPC用紙（A4判再生上質紙1箱当たりの単価）
 イ 数量 調達予定数量 3,300箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道教育庁構内

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 仕様説明の場所及び日時

入札説明書交付の場所で交付時に行う。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

北海道教育庁 7 階 1 号会議室

- (2) 入札日時 平成15年3月27日 午前10時
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道教育庁企画総務部財務課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 162
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁留萌教育局告示

北海道教育庁留萌教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月11日

北海道教育庁留萌教育局長 中道昭夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
平成15年度道立学校（南部ブロック）消防用設備等点検業務一式
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
(4) 履行場所 北海道留萌高等学校、北海道留萌千歳高等学校、北海道増毛高等学校及び北海道小平高等養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 消防法で定める資格を有する者が次の人数を満たしていること。
ア 消防設備士第1類 3名（うち2名まで消防設備点検者第1種有資格者による代替が可能なこと。）
イ 消防設備士第4及び5類 それぞれ2名（両類とも1名まで消防設備点検者第2種有資格者による代替が可能なこと。なお、第4類資格者中1名は電気工事士の資格を有すること。）
ウ 消防設備士第6及び7類 それぞれ1名
なお、アからウまでに係る必要資格は、同一人物が重複して有することを妨げないものとする。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行例（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 平成15年3月11日（火）から18日（火）まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道教育庁留萌教育局企画総務課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道留萌合同庁舎4階北海道教育庁留萌教育局会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年4月1日（火）午前10時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）相当額を含む）の100分の5以上に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道教育庁留萌教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、北海道が指定する様式により依頼すること。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁留萌教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月11日

北海道教育庁留萌教育局長 中道昭夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
平成15年度道立学校（北部ブロック）消防用設備等点検業務一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道苫前商業高等学校、北海道羽幌高等学校、北海道遠別農業高等学校及び北海道天塩高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 消防法で定める資格を有する者が次の人数を満たしていること。
ア 消防設備士第1類 3名（うち2名まで消防設備点検者第1種有資格者による代替

- が可能なこと。)
- イ 消防設備士第4及び5類 それぞれ2名(両類とも1名まで消防設備点検者第2種有資格者による代替が可能なこと。なお、第4類資格者中1名は電気工事士の資格を有すること。)
- ウ 消防設備士第6及び7類 それぞれ1名
なお、アからウまでに係る必要資格は、同一人物が重複して有することを妨げないものとする。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行例(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成15年3月11日(火)から18日(火)まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道教育庁留萌教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道留萌合同庁舎4階北海道教育庁留萌教育局会議室
- (2) 入札日時 平成15年4月1日(火)午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)相当額を含む)の100分の5以上に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2

- 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
- イ 所在地 郵便番号 077-0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
電話番号 0164-42-1511 内線 3115
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、北海道が指定する様式により依頼すること。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁宗谷教育局告示

北海道教育庁宗谷教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月11日

北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 宗谷管内道立学校消防用設備等点検業務（宗谷北地区）

イ 委託対象校及び消防用設備等

(ア) 北海道稚内高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター設備

(イ) 北海道稚内商工高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター設備

(ウ) 北海道豊富高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備及び誘導灯・誘導標識

(エ) 北海道礼文高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備及び誘導灯・誘導標識

(オ) 北海道利尻高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター設備

(カ) 北海道稚内養護学校

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び防火シャッター設備

(2) 調達をする役務の様式等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 (1)のイの(ア)から(カ)までの委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、1の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。

(4) 1の(1)の消防用設備等点検を行うことができる者を、委託対象校に速やかに派遣できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月12日（水）から20日（木）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目2番地27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
北海道宗谷合同庁舎4階大会議室

(2) 入札日時 平成15年4月1日（火）午後2時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
要

11 その他

(1) 開札時において、2の規定する資格を有しないものとした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開とする。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁宗谷教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年3月11日

北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 宗谷管内道立学校消防用設備等点検業務(宗谷南地区)

イ 委託対象校及び消防用設備等

(ア) 北海道浜頓別高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター設備

(イ) 北海道中頓別農業高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター設備

(ウ) 北海道枝幸高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 (1)のイの(ア)から(ウ)までの委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、1の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。

(4) 1の(1)の消防用設備等点検を行うことができる者を、委託対象校に速やかに派遣できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月12日(水)から20日(木)まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目2番地27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
北海道宗谷合同庁舎4階大会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年4月1日(火)午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札時において、2の規定する資格を有しないものした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番地27号
電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開とする。

(6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成15年2月28日 第1445号

北海道告示第278号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
236	左	12
誤	上ノ国	
正	上ノ国町	